

「那覇市短期集中地域リハビリ教室事業」企画提案公募要項

1 目的

那覇市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に基づく、通所型サービスC（那覇市短期集中地域リハビリ教室事業）の業務を委託するにあたり、専門的な知識や技術、経験を持つ事業者を公募するために必要な事項を定める。

2 事業名称

那覇市短期集中地域リハビリ教室事業

3 業務目的

生活機能の低下等により要支援及び要介護状態になるおそれのある高齢者へ、保健・医療の専門職による利用者の個別性に応じたリハビリテーション及び機能訓練等を短期集中的に行うことで、要介護状態に移行することなく、住み慣れた地域で自立した生きがいのある日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

4 業務内容

本事業を受託した事業者は、次の地区ごとに別紙「那覇市短期集中地域リハビリ教室事業」業務委託仕様書に定めた業務を実施する。

5 委託事業者数

3事業者（1事業者あたり1地区の契約とする。）

A 地区（7会場）地域包括支援センター圏域：石嶺、大名、城西、繁多川、松川、松島

首里石嶺町、首里赤平町、首里儀保町、首里久場川町、首里平良町、首里大名町、首里池端町、首里大中町、首里金城町、首里寒川町、首里鳥堀町、首里当蔵町、首里桃原町、首里真和志町、首里山川町、首里赤田町、首里崎山町、首里汀良町、繁多川、識名2・3丁目、大道、松川、三原1・2丁目、首里末吉町、松島、真嘉比、古島

B 地区（7会場）地域包括支援センター圏域：識名、古波蔵、小禄、かなぐすく、高良、国場

字寄宮、寄宮3丁目、長田、三原3丁目、識名1・4丁目、与儀、古波蔵、樋川1丁目、田原、小禄、奥武山町、山下町、垣花町、字鏡水、鏡原町、住吉町、当間、赤嶺、安次嶺、大嶺、金城、高良、宇栄原、具志、宮城、国場、仲井真、真地、上間、字識名

C 地区（7 会場）地域包括支援センター圏域：安里、城岳、若狭、安謝、泊、新都心

| |
|--|
| 安里、壺屋、牧志、樋川 2 丁目、寄宮 1・2 丁目、松尾、楚辺、壺川、旭町、泉崎、前島、松山、若狭、久米、辻、通堂町、西、東町、天久、安謝、曙、港町、おもろまち、上之屋、泊、久茂地、銘苺 |
|--|

6 委託期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（3 会計年度）

7 契約限度額（1 事業者あたり）

3 年度合計 42,000,000 円（消費税及び地方消費税含む）

| 年度 | 契約限度額（消費税及び地方消費税含む） |
|---------|---------------------|
| 令和 5 年度 | 14,000,000 円 |
| 令和 6 年度 | 14,000,000 円 |
| 令和 7 年度 | 14,000,000 円 |

8 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 沖縄県内に主たる事務所等、若しくは従たる事業所または従たる支店等のいずれかを有する法人で、かつ沖縄県内で事業を実施していること。
- (3) 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、本市の指名停止を受けていない者であること。
- (4) 過去 6 か月以内に不渡り等を生じていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申し立てまたは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (6) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (7) 法人、団体及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条及び那覇市暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団または暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (8) 宗教活動、選挙活動を行うことを目的とする団体でないこと。
- (9) 租税に未納がないこと。

9 応募方法

応募する方は、提出期間までに提出書類を提出場所に直接提出すること。郵送等での受付は行わない。

提出書類

| 書類 | 正本 | 副本 |
|--|---------------|--------------|
| ① 参加表明書（様式 1） | 1 部 | — |
| ② 企画提案書（様式 2） ※提案書は 20 ページ以内 | | 7 部 (写し可) |
| ③ 費用見積書（様式 3）※注 1 | | |
| ④ 事業者概要書（様式 4） | | |
| ⑤ 印鑑証明書 | 1 部 (原本) | — |
| ⑥ 登記事項証明書または登記簿謄本 | 1 部 (原本証明) | |
| ⑦ 財務諸表（最新決算年度を含めた過去 3 年分の貸借対照表、損益計算書） | 1 部 | |
| ⑧ 定款（写し） | 1 部 | |
| ⑨ 市町村税納税証明書（滞納のない証明書） | 1 部 (原本) | |
| ⑩ 国税納税証明書（法人税、消費税等の滞納のない証明書） | | |
| ⑪ 沖縄県内に主たる事務所等、若しくは従たる事業所または従たる支店等のいずれかを有する法人で、かつ沖縄県内で事業を実施していることが確認できる書類。※注 2 | 1 部 | |

※注 1 各年度見積もり金額 14,000,000 円の範囲内で提案すること。各年度見積もり金額が 14,000,000 円を超える提案については無効とする。

※注 2 「8 応募資格 (2)」について「提出書類⑥」のみでは、証明できない場合に提出すること。

(1) 募集要項の配布

市ホームページよりダウンロードして入手すること。

(2) 提出期間及び時間

令和 4 年 8 月 15 日（月）から令和 4 年 9 月 30 日（金）※土日祝日を除く

午前 9 時から午後 5 時まで ※正午から午後 1 時を除く

※最終日は正午までとする。期間終了後の受付は行わない。

※プロポーザル審査の順番は、応募受付順とする。

(3) 提出場所

那覇市福祉部ちゃーがんじゅう課 総合事業グループ

（那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所 2 階 27 番窓口）

(4) 提出にあたっての留意点

- ① 提出された書類は、理由の如何を問わず返却は行わない。
- ② 提出後の書類の追加、変更は認めない。
- ③ 証明書関係は、3か月以内に発行されたものを提出すること。
- ④ 書類提出にかかる費用は、応募事業者の負担とする。
- ⑤ 提出された書類は、那覇市情報公開条例に基づき、公開できるものとする。

10 公募説明会

- (1) 日 時 令和4年8月26日(金) 午後2時～午後3時
- (2) 場 所 市役所本庁舎7階 会議室(701A、701B)
- (3) 内 容 委託内容、応募書類の確認等
- (4) 参加者 各事業者2名まで

※事前に「公募説明会参加申込書(様式5)」に記載の上、FAXまたは電子メールにて、令和4年8月25日(木)午後3時までに申込みこと。

※本要項及び仕様書等は各自で準備すること。

※説明会への参加が応募要件ではないこととする。

※本庁舎地下駐車場は有料となっております(1時間100円、以降30分毎300円増)。説明会等での割引券発行は致しかねますので、あらかじめご了承ください。

11 質問書の受付

公募の内容・公募条件等に関する質問がある場合には、質問書(様式6)に記載し、FAXまたは電子メールにて提出すること。

- (1) 受付期間 令和4年8月15日(月)から令和4年9月16日(金)まで
- (2) 回答方法 那覇市ホームページにて掲載すること。
- (3) 回答期限 質問集計後、適宜回答(最終回答日:令和4年9月23(金))

12 応募の取り下げ

応募を取り下げする場合にはプレゼンテーション審査の7日前までに「応募取り下げ届(様式7)」にその理由を明記し提出すること。

13 選考基準

(1) 選考方法

那覇市短期集中地域リハビリ教室事業委託業者選定委員会(以下「委員会」という)において、書類審査及びプレゼンテーション審査により選定する。

各委員等の点数を合計し、そこから各応募事業者の平均点を算出し、平均点が高い順に順位を付ける。

なお、受託者の選定は非公開で行われ、審査の経過等審査に関する問い合わせに

は一切応じないこととする。

(2) プレゼンテーション審査（予定）

- ① 日 時 令和4年10月19日（水） 午後2時から午後4時30分
- ② 場 所 市役所本庁舎 8階 会議室（801）
- ③ プレゼンテーション 1事業者30分（説明15分、質疑応答15分）以内
- ④ 参加者 各事業者2名まで

※パソコン、プロジェクター等機器の使用予定がある場合は（様式1）参加表明書を提出の際にその旨チェックを入れること。また、パソコンは事業者で準備すること。

※使用プロジェクター

メーカー：EPSON 型番：EB-W41 を使用する。

(3) 審査評価基準

審査項目及び評価のポイントは別紙1のとおりとする。

(4) 選考結果の発表及び公表

- ① 審査終了後速やかに、応募事業者全員へ選考結果（順位等）を通知する。
- ② 委託候補者の3事業者及び次点者については、那覇市ホームページに掲載する。

(5) 選考審査対象外

次の要件に該当する場合は、選定審査の対象から除外します。

- ① 提出書類に虚偽の記載があったとき
- ② この要項に違反又は著しく逸脱したとき
- ③ 提出期限までに必要な書類がそろわなかったとき
- ④ その他不正行為があったとき

14 業務委託契約等

- (1) 委員会における審査の結果、順位の高い委託候補者から順に希望地区（1事業者あたり1地区、1地区あたり7会場とする）を選択し、業務委託契約の契約交渉を行うものとします。ただし、順位第1位から3位の者が本要項で規定する要件に該当しないと認められた場合又は契約締結交渉が不調となった場合は、次点者と契約交渉を行うことが出来るものとする。
- (2) 委託候補者は、契約締結前までに企画提案した職員体制について、当該職員の資格証（免許証の写し）を市へ提出すること。

15 スケジュール

| | |
|----------------|-------|
| 令和 4年 8月15日（月） | 公募開始 |
| 〃 8月26日（金） | 公募説明会 |
| 〃 9月16日（金） 17時 | 質問書締切 |

〃 9月30日(金) 12時 参加表明書・提案書等提出締切
〃 10月中頃 参加資格認定等通知
〃 10月19日(水) プレゼンテーション審査(予定)
〃 11月上旬 審査結果通知・公表(予定)
〃 11月下旬～令和4年12月上旬 契約(予定)
令和5年 3月上旬～3月下旬 業務引継ぎ(予定)
〃 4月1日(土) 委託業務開始
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、状況に応じて、日程、開催方法等の変更、中止をすることもあります。

16 問い合わせ先

那覇市福祉部チャージがんじゅう課 総合事業グループ(上原・宮城・安座間)

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 2階(27番窓口)

TEL: 098-862-9010 FAX 098-862-9648

E-MAIL: naha_h_tya-gan001@city.naha.lg.jp (すべて半角小文字)

(別紙1) 選定基準表

選定基準表

| 審査評価項目 | 主な判断材料 (様式) | 評価の視点 |
|--|----------------|--|
| 1 法人の概要 | | |
| 法人理念について | 様式2(1)① | <u>法人の理念や基本方針が事業目的と合致した内容</u> となっているか |
| 介護予防事業又は地域活動に関する実績について(令和元年度～3年度実績) | 様式2(1)② | <u>介護予防事業・地域づくりに活かせる実績</u> をもっているか 地域貢献に関する実績をもっているか |
| 運営状況について | 財務諸表 | <u>法人の施設設備及び運営資金の確保について適切であり、健全かつ安定した経営状況が認められるか</u> |
| 2 委託業務の実施体制 | | |
| 実施体制について (人数・職種) | 様式2(2)① | 経験のある <u>理学療法士1人(専任・常勤)、補助員(理学療法士・作業療法士・健康運動指導士・介護福祉士・正准看護師)2人以上の職員配置の提案</u> がされているか |
| 職員の育成について | 様式2(2)② | サービス向上を目的とした人材育成(専門職研修等)の体制が整備されているか。 |
| 安全管理体制の確保について | 様式2(2)③ | <u>高齢者の特性を踏まえ、事故を防ぐための配慮及び、事故発生時の対応について提案</u> がされているか |
| 3 事業コンセプト | | |
| 事業コンセプトについて | 様式2(3) | <u>事業目的を理解し介護予防の視点</u> が含まれているか 事業に対して意欲、工夫、独自性が見られるか |
| 4 具体的な業務内容 | | |
| 担当圏域での地域づくりについて(これまでの実績の活用、実施会場の選定、関係機関の連携等) | 様式2(4)① | <u>担当圏域での地域づくりについて具体的な提案</u> がされているか(実施会場の選定も含む) |

| | | |
|---|---------|---|
| 生活機能を向上させる機能訓練の考え方について | 様式2(4)② | <u>身体機能だけではなく、生活機能(活動・参加)の維持向上に向けての機能訓練であることを理解した提案がされているか</u> |
| 生活機能向上プログラム報告書の計画・実施・評価について(方法・内容・効果・利用者への結果の見せ方について) | 様式2(4)③ | <u>ケアプラン等の目標に沿って個別性を重視した提案がされているか(栄養面も含め)</u> 利用者へのわかりやすい効果の見せ方について具体的な提案がされているか |
| 個別リハビリについて | 様式2(4)④ | <u>個人の生活目標に沿った理学療法(リハビリ)の内容であることが提案されているか</u> |
| 集団体操・集団健康教育等について | 様式2(4)⑤ | <u>機能訓練を通じた社会交流についても提案がされているか。</u> 本事業の内容充実を図る提案がされているか(医師等の健康講話、口腔機能改善、栄養改善について等) |
| 屋外機能訓練について | 様式2(4)⑥ | <u>生活圏域で実施され、生活行為の拡大につながる個別性のある提案がされているか</u> |
| セルフマネジメント支援(教室期間中に自宅等で、自ら継続して取り組む介護予防について) | 様式2(4)⑦ | 教室期間中に自宅等で、 <u>自ら介護予防(運動等)が続けられるような意識付けや助言等の具体的な内容の提案がされているか</u> |
| 利用終了後の方向性に沿った定着支援について | 様式2(4)⑧ | <u>利用終了後にステップアップした生活が続いておくれるよう、運動習慣を取り入れた具体的な定着支援が提案されているか</u> |
| 事業に継続して参加できるような工夫について | 様式2(4)⑨ | 事業に <u>継続して参加ができるような工夫</u> について提案がされているか(送迎、やる気の維持、中断者の減少等) |
| 事業効果・事業評価について(方法・内容・効果) | 様式2(4)⑩ | 事業の効果を図るため、 <u>具体的評価の方法が提案されているか</u> (参加率、開催数、参加人数、改善率、地域とのつながり等PDCAの視点があるか) |
| 5 見積額に関すること | | |
| 見積価格の適正性 | 様式3 | 事業全体にかかる見積価格は適正に見積もられているか |